

平成19年第3回(4月)みなかみ町議会臨時会会議録

平成19年4月20日(金曜日)

議事日程 第1号

平成19年4月20日(金曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第6号 みなかみ町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 4 承認第1号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告について
- 日程第 5 承認第2号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第3号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 6 承認第4号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 7 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前9時33分開会

議 長（傳田創司君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、22名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成19年第3回（4月）みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

開 議

議 長（傳田創司君） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程のとおりであります。議事日程により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

9番 島 崎 栄 一 君、
19番 速 水 一 浩 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日1日限りとしたい考えであります。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 発議第6号 みなかみ町農業委員会委員の推薦について

議 長（傳田創司君） 日程第3、発議第6号、みなかみ町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 本案につきましては、みなかみ町農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、ただ今、朗読いたさせたとおり、

竹内順一君、真庭靖江君、田原宇一郎君、原澤昭子君、以上の方を推薦するものであります。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は4人とし、竹内順一君、真庭靖江君、田原宇一郎君、原澤昭子君、以上4人の方を推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号、みなかみ町農業委員会委員の推薦については、竹内順一君、真庭靖江君、田原宇一郎君、原澤昭子君、以上4人の方を推薦することに決定いたしました。

日程第4 承認第1号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告について

議長(傳田創司君) 日程第4、承認第1号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 承認第1号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

まず、総務費であります。昨年5月より、文化庁の支援を受けて、東京芸術大学との連携による「文化芸術による創造の町」支援事業に取り組んできたところであります。

事業の実施に当たりましては、「芸術村設立実行委員会」を立ち上げて、芸大が企画立案したワークショップを中心に進めてきましたが、講師の日程調整がつかず、一部、文化庁への申請内容と異なった内容で実施しました。

変更した部分については文化庁の補助対象外となり、他の事業を減額しても、市町村負担分の経費100万円の補正が生じました。なお、全体事業費は393万2,188円で、文化庁の補助金は224万1,750円となっております。

次に、農林水産業費であります。県が直接地域に配布していた花の苗について、町がふるさと農村活性化事業として支出する方法に変更されたことから、10万5千円の補正が生じました。歳出補正額は、総務費と農林水産業費を合わせて、110万5千円ですが、歳入につきましては、地方消費税交付金88万3千円と諸収入22万2千円で手当させていただきました。

また、既に予算措置されています水上給食センターの屋根修繕工事を、日常業務に支障を及ぼさないように、休日に執行する必要が生じたので、繰越明許費を400万円補正したところでございます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより承認第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。

承認第1号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第2号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第3号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議 長（傳田創司君） 日程第5、承認第2号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、承認第3号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） お許しをいただきましたので、承認第2号、承認第3号について、一括してご説明申し上げます。

最初に承認第2号についてであります。この度の改正は、地方税法の一部が改正され、平成19年3月30日公布、4月1日施行されたことに伴い、関連する町税条例の一部を改正し、専決処分をしたところであります。

住民税関係の主な改正内容といたしましては、証券取引法の名称が金融商品取引法に改正、上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の特例の適用期限が1年延長され、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限が2年間延長されたことに伴う所要の措置であり、信託法の改正により、法人課税信託の引受を行う個人について、法人税割の納税義務者に新たに追加する改正であります。

次に、固定資産税関係の主な改正内容といたしましては、住宅のバリアフリー改修工事に伴う、固定資産税の減額措置が創設され、平成19年度から平成21年度までに改修が

行われた住宅で申告がなされた場合に、1戸当たり100㎡を限度に、翌年度分に限り、固定資産税額を3分の1減額する制度であります。

また、鉄軌道用地に関する固定資産評価基準の改正は、鉄軌道用地の利用状況の多様化は、評価基準の制定当時には想定し得なかったものであり、平成18年度に鉄軌道用地評価部会が設置され、その提言に基づき、現行は沿接する土地の価格の3分の1に相当する価格によっていたが、19年度は沿接する土地の平成18年度分の価格に比准する価格となる改正であります。次に、たばこ税の主な改正内容は、95条の本則で定めた税率でなく、附則第16条の2で定めた特例税率で課税しておりましたが、この規定を廃止し、特例税率を本則税率として定めることに伴う改正であります。

次に、租税条約実施特例法の改正があり、日仏租税条約の改正に伴う措置で、居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、地方税法に規定する社会保険とみなし、その年の総所得金額から控除する事が出来るようにした規定の整備であります。

次に、承認第3号についてご説明申し上げます。

この度の改正は、地方税法の一部が改正され、平成19年3月30日公布、4月1日施行されたことに伴い、都市計画税条例の関係する部分の改正を行い、専決処分したところであります。主な改正内容につきましては、地方税法349条3第32項の削除、法附則第15条第3項、21項、27項が削除され、この非課税等特別措置は、社会情勢の変化に伴い見直しが求められ、所期の目的等を概ね達成されたものについて廃止されたことに伴う改正であります。

次に別表第2関係につきましては、旧水上地区の都市計画区域内の土地について、土地改良事業の実施により、農用地区域への編入と、一般住宅用地等により農用地区域から除外され、都市計画区域への編入により、課税区域の改正を行うものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
まず、承認第2号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第2号の質疑を終結いたします。
次に、承認第3号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第3号の質疑を終結いたします。
これより承認第2号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。
承認第2号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、承認第2号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議 長(傳田創司君) これより承認第3号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。
承認第3号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、承認第3号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第4号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議 長(傳田創司君) 日程第6、承認第4号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 承認第4号について、ご説明申し上げます。

この度の改正は、地方税法の一部が改正され、平成19年3月30日公布、4月1日施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の関係する部分の改正を行い、専決処分したところであります。主な改正内容につきましては、第2条第2項及び第13条第1項中、基礎課税額に係る課税限度額が、53万円から、56万円に引き上げられたことに伴い、改正されたものであります。以上が主な改正理由であります。よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより承認第4号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。

承認第4号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第7 字句等の整理委任について

議長(傳田創司君) 日程第7、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決定いたしました。

議長(傳田創司君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉 会

議長(傳田創司君) 次期6月定例議会は、6月13日から6月21日を予定されております。

この先、議員各位及び当局執行部には、十分健康管理に留意され、町発展のために両者力を合わせてご尽力下さいますようお願い申し上げます。

これにて平成19年第3回(4月)みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(9時52分 閉会)